

ご存知ですか? 石井町の保健サービス

石井町に転入された方へ
各種サービスの利用には、交換等手続きが必要な場合があります。保健センターへお問い合わせください。

母子保健

妊娠前

◎不妊治療費助成事業

<対象者>

- 保険適用の不妊治療を実施した夫婦(事実婚含む)
- 夫婦が治療開始日より以前に1年以上石井町に住民票を有し、申請日時点においても石井町民であること。
- 治療開始日における妻の年齢が43歳未満である者。

<助成回数等> ※対象となるのは令和7年4月1日以降の治療分

	対象となる治療	助成回数(1子ごとに)
生殖補助医療	・体外受精 ・顕微授精 ・男性不妊治療	・治療開始時点において40歳未満……6回まで ・治療開始時点において40～43歳未満…3回まで

※不育症検査費用助成事業も実施しています。詳細はご相談ください。

妊娠中

◎母子健康手帳交付 **要予約** 088-674-0001 (保健センター)
妊娠11週頃までに「ひだまり」へ妊娠届を出しましょう。

◎初回産科受診料費用助成
妊娠判定料の費用助成があります。

◎妊婦一般健康診査
妊娠中の健康管理のため定期的に受けましょう。(14回)

◎妊婦のための支援給付
妊婦一人につき5万円を給付します。
※希望者にはいいコインで給付



◎ひだまり教室 **要予約** 088-677-5430(ひだまり)
妊娠中や産後の体調管理、赤ちゃんのお世話について助産師・保健師が個別にお教えします。ご家族・パートナーの方も一緒にどうぞ。

産後から0歳児

<お母さん>

◎産婦健診
産後2週間と1か月に受診しましょう。

◎こんにちは赤ちゃん訪問
生後4か月までに、保健師または助産師がご家庭を訪問しています。

◎育児サロン
お友達づくりに来ませんか? 育児相談・栄養相談も同時実施。対象者には個別通知します。(年間2回)

◎産後ケア
生後1年未満の母子を対象に、乳房ケアや育児相談を助産師等の専門職が実施します。
・訪問型(最大2回まで無料)
・宿泊型(有料)

◎妊婦のための支援給付
出産後、お子様一人につき5万円を給付します。
※希望者にはいいコインで給付

<あかちゃん>

◎新生児聴覚検査
生後1か月までに受診しましょう。

◎定期予防接種
対象時期に個別通知します。

◎歯科健診・フッ化物塗布
1歳のお誕生日前後に受診しましょう。

◎低体重児家庭訪問
出生時体重が2,500g未満のお子様を家庭訪問しています。

◎先天性股関節脱臼検診
3～4か月・7～8か月を目安に受診しましょう。

◎乳児一般健診
生後1か月・6～7か月・9～10か月に受診しましょう。

◎乳児健診(集団健診)
4～5か月のお子様を対象です。対象者には個別通知にてご案内します。

【場所】石井町保健センター
【受付】12:00～13:15

日 程	該 当 児
R7.10/28 (火)	R7.5・6月生
12/23 (火)	7・8月生
R8.2/24 (火)	9・10月生

1歳児以降

集団健診を実施します。
対象者には個別通知にてご案内します。



【場所】石井町保健センター
【受付】12:00～13:15

◎1歳6か月児健診
1歳6か月のお様が対象です。

日 程	該 当 児
R7.10/7 (火)	R6.3月生
11/4 (火)	4月生
12/9 (火)	5月生
R8.2/3 (火)	6・7月生
3/3 (火)	8月生

◎3歳児健診
3歳6か月のお様が対象です。

日 程	該 当 児
R7.10/14 (火)	R4.3月生
11/11 (火)	4月生
12/16 (火)	5月生
R8.1/20 (火)	6月生
2/17 (火)	7月生
3/10 (火)	8月生

◎5歳児健診
5歳になる(4歳児)お子様が対象です。

日 程	該 当 児
R7.11/20 (木)	R2.10・11月生
R8.1/28 (水)	R2.12・R3.1月生
3/18 (水)	R3.2月-R3.4/1生

個別相談(要予約)

- ◎聴力相談
- ◎にじいろの一む
- ◎発達相談

(希望者または、必要な方にご案内します。)

【募集中】母子保健推進員さんになりませんか?

乳幼児の集団健診や育児サロンでボランティアとして活躍しています。資格は不要です。地域の親子と関わってみたいという方、保健センターまでご連絡をお待ちしています。

ひだまり(こども家庭センター)をご利用ください

妊娠中の体調・お子様の発達などご心配なことはありませんか? 保健師または助産師がご相談に応じ、妊娠中から子育て期をとらしてご利用いただけます。電話相談・来所相談どちらでもかまいません。個別対応となりますので事前予約をお願いします。

TEL 088-677-5430



高齢者の定期予防接種

带状疱疹ワクチン定期接種対象の方へ

対象の方には、令和7年4月下旬に個別通知をしていますが接種はお済みですか。接種を希望される方で未接種の方は、令和8年3月31日までに接種を済ませてください。特に2回接種が必要な組換えワクチンの場合は、1回目から2回目の接種間隔を2か月空ける必要がありますので、1回目の接種を

令和8年1月末までに済ませましょう。



	インフルエンザ	新型コロナウイルス
対象者	①(接種日において)石井町に住民票がある65歳以上の者 ②(接種日において)石井町に住民票がある60～64歳で心臓・腎臓・呼吸器のいずれかで身体障害者手帳(1級)を所持している者	
期 間	令和7年10月1日(水)～令和8年1月15日(木)	令和7年10月1日(水)～令和8年3月31日(火)
費 用	1,600円	4,000円
	※対象者に該当する生活保護受給者は無料	
回 数	おひとり一回 ※どちらか一方のみの接種も可能	
場 所	町内・広域(町外)委託医療機関 ※予約等については、医療機関に要確認	
持参物	①自己負担金(上記費用の額) ②医療保険の資格がわかるもの(マイナ保険証・資格確認書・健康保険証等) ③予診票 ※町外医療機関で接種の場合は必須 (町内医療機関で接種の場合)中央公民館・各公民館分館・保健センター・役員長寿社会課で配付 (町外医療機関で接種の場合)保健センターで配付 ④身体障害者手帳(対象者②に該当する方のみ)	